原田 芳男 議員 の

しごと創生」 ひと の取組み状況 •

町長:腰を据えた取組みを進める

体が確認するための重要 進むべき方向を国や自治 町長 来年度予算編成を え、地方創生の

1 るが、 計画づくりの指標として けるとしている。 ものには交付金に差をつ れている。地方自治体を ド開発を支援することな 地域資源の一体的ブラン 想や官民一体で観光地と 針2015」を決め、 競わせ、内容の良くない みも現実課題として問わ どを平成28年度予算編成 齢者の地方移住を促す構 に新型交付金の配分や高 方創生に意欲的な自治体 に反映させるとしている。 進め方に疑問も多くあ 民間の知見を引き出 地域の総合力を引き 稼ぐ力を引き出す 町としての取り組 現 在**、**

域をどうする 進捗状況を明らかにする 町としての取り組みの 枠組み・ 担 (1 · 手 巻

いる。 取り組む必要性を示して 格差が存在している ②一極集中が加速してい など、地方創生の深化に 3 る かっていない 1 地方と大都市で、 入口減少に歯止めがか 国の現状認識は 経済

地方創生の基本指針で

の実現 ②ローカルアベノミクス 推進の段階へ

要とされている。

状況にある一方、若い世 り組んできたが、厳しい ジョン、総合戦略の年内 ど可能性を持った町でも 路・国際観光リゾートな 代も多く、観光・高速道 社会が進む中で対策に取 ている。人口減少・高齢 策定を目指し作業を進め

勢を好機と捉え、

める。

原田

の閣議での

「まち・

6

①総合戦略策定から事業

③従来の縦割りの事業や くり・圏域づくり」が重 取り組みを超えた新たな 「枠組み作り・担い手づ

地方創生基本方針の姿 しっか

な指針と認識している。

体の責任で事業を取り組 援1・2が介護保険事業 から除外され、 原田 険の改悪で、 国が進める介護保

れているが、報道による 今まで通り町が行うとさ 入っていて驚いた。 と計画の無い町に本町も 町として、今後どのよ

2つが市町村が行う地域 支援事業の中で、 た訪問介護、 防給付として行われてい 平成27年度から今まで予 総合事業に移る。 町長 ビスについては、 要支援者へのサー 通所介護の 新しい

者は約70人となっている。 サービスを利用している。 1・2の高齢者は240 人で約100人が介護 現 新しい総合事業の対象 町には要支援 腰を据えた取り組みを進 り見据えた戦略を策定し

社会保障

むことになっている。 今までの議会答弁では 地方自治 要支

うに進めるのか。

する。

特

困難な場合」3号認定と が必要で家庭での保育が な事由」の場合は2号認 者の労働など保育が必要

定、3歳未満児は「保育

町では人口

ビ

る。 のものなのか問われてい

ればならない。 複数の施設に送迎しなけ 所となれば、2人・3人 とお子さんがいる方は、 未満児だけが町立保育

ドラインに基づき、 検討を行い、平成29年度 町においては、

調査 ガイ

児の定数を増やすべきと

えるためにも、

3歳以上

制

する予定としている。

末までに総合事業を開始

②地域、対象者への説明

職員などの処遇に関する はどうなっているのか。

法的な問題はないのか。

思うがいかがか。

進めている。しかし、 で子育て支援を進め、 原田 本町は、 国が進

る。

の認定を受ける必要があ

施設利用にあたって、

町長

①子ども・子育て 支援の新制度では

障がいを持っているお子 町立保育所を希望する親、 立保育所、3歳以上は民 間の幼稚園としているが ①基本的に3歳未満は町 応えていくのか。 さんなどの要望にはどう

機会を見て保護者説明会 子さんを持つ保護者へは ②未満児を含む複数のお 等を開催する。 別支援・病児を優先的に 3歳以上については、 を24名としている。 入所させることから定員 新しい町立保育所では

くり懇談会で情報提供を 地域については、

子育て支援

されていないという不満 るが、保育所は誰のため が多く寄せられている。 民に十分な情報提供が成 貸さず進めようとしてい しい町立保育所の建設も さまざまな意見に耳を 民間の幼稚園と一体 る子育て支援法の 町 新

認定こども園を希望する

3歳以上で「幼稚

園

人」は1号認定、

保護